

沖縄県告示第168号

沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年 3月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程の一部を改正する告示

沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程（平成22年沖縄県告示第224号）の一部を次のように改正する。

第1条中「各種の社会活動」を「公益性、専門性及び広域性を有する社会活動」に改める。

第2条第1項第1号中「ピア・カウンセリング」を「相談援助又はピア・カウンセリング」に改め、同項第3号中「指導者の養成又は研修の事業」を「指導者の研修事業」に改め、同項中第5号から第7号までを削り、第8号を第5号とし、第9号を第6号とし、同条に次の1項を加える。

4 知事は、法人その他団体が第1項各号に掲げる事業を毎年度継続して実施する場合においては、当該事業の実施初年度を含め、3年度を限度として補助することができる。この場合において、知事が特別の理由があると認めるときは、3年度を超えて補助することができる。

第3条第1項第5号中「、食糧費」を削る。

第4条第1項第3号を次のように改める。

(3) 沖縄県障害者社会活動推進事業の事業計画書（第1号様式の3）

第4条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「第1号様式の3」を「第1号様式の4」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 収支予算書

第5条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 交付申請書に係る事業の公益性、専門性及び広域性

第1号様式中

「 (2) 事業計画書及び収入支出予算書
(3) 障害者団体活動記録台帳（第1号様式の3） 」

を

「 (2) 沖縄県障害者社会活動推進事業の事業計画書（第1号様式の3）
(3) 収入支出予算書
(4) 障害者団体活動記録台帳（第1号様式の4） 」

に、「(4) 法人格」を「(5) 法人格」に、「(5) 社会活動推進補助金」を「(6) 社会活動推進補助金」に改める。

第1号様式の3を第1号様式の4とし、第1号様式の2の次に次の1様式を加える。

第1号様式の3（第4条関係）

沖縄県障害者社会活動推進事業の事業計画書

1 団体名	2 事業名
	事業番号
3 事業計画	
(1) 対象地域	
(2) 対象者	
(3) 事業の必要性	
(4) 事業の効果	
(5) 事業の実施時期及び内容	
実施時期	内容

--	--

注 3(5)の「事業の実施時期及び内容」については、具体的な時期が確定していない場合には、事業の実施を予定する年月を記入すること。

第2号様式、第3号様式及び第5号様式中「沖縄県指令福」を「沖縄県指令子」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行し、改正後の沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程の規定は、平成28年度の予算から適用する。